

記入例

様式第4号（第6条関係）

行田市空き家等バンク登録申請書

〇〇年〇〇月〇〇日

行田市長

申請者（所有者等）

住 所 行田市本丸2-5

氏 名 行田 一郎

行田市空き家等バンク実施要綱に定める制度の趣旨を理解し、下記の事項に誓約又は同意の上、同要綱第6条第1項の規定により関係書類を添えて空き家等バンクへの登録を申し込みます。

記

- 登録を希望する空き家等の情報は、行田市空き家等バンク登録カード（様式第5号）のとおりです。
- 当該空き家等の売却、賃貸等の代理又は媒介は下記の宅地建物取引業者が行います。

媒介業者名	〇〇〇〇不動産
住 所	行田市本丸〇-〇
電 話 番 号	048-556-□□□□

- その他添付書類
 - 所有者等の身分を証明するものの写し
 - 媒介業者と締結した契約書の写し
 - その他市長が必要と認める書類

こちらの事項に誓約又は同意のうえ申請してください。

【誓約又は同意事項】

- 協会及び上記媒介業者に対して、本申請書及び行田市空き家等バンク登録カードの写しを提供すること。
- 相談取扱者が実施した空き家等の調査（立入調査、内装及び外装の写真撮影、その他の空き家等バンクへの登録及び媒介等の業務に必要な事項の調査）の結果を市に提供すること。
- 空き家等バンクに登録された空き家等の情報（当該登録に係る物件登録者の所有者等の情報を除く。）を広く一般に公開し、提供すること。
- 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第46条第1項の規定に基づく額の範囲の報酬を空き家等の売買、貸借等の代理又は媒介を行った宅地建物取引業者に支払うこと。
- 利用希望者との契約が成立するまでの間又は当該契約の成立後もなお権利を有する間において空き家等の保全に努めること。
- 利用希望者との空き家等に関する交渉及び売買、貸借等に係る契約については、協会に所属する宅地建物取引業者が行うものとし、市が直接関与しないこと。
- 交渉及び売買、貸借等に係る契約（契約成立後も含む。）に関する一切の疑義、紛争等については、登録者、利用希望者及び媒介業者の間で解決すること。
- 行田市暴力団排除条例（平成24年条例第30号）に規定する暴力団及び暴力団員並びに暴力団関係者ではないこと。

※ この申請により取得した個人情報、個人情報の保護に関する法律に基づき、空き家等バンクの目的以外には使用いたしません。